

議案第 1 1 4 号

ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定  
について

ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市営プール設置及び管理条例（平成6年条例第139号）の一部を次のように改正する。

第2条の表ひたちなか市営石川町プールの項を削る。

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 専用使用の場合

使用区分	午前	午後
一般	2,750円	5,500円
高校生以下の者又は65歳以上の者	1,370円	2,750円

別表の2の表備考4を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市営プール設置及び管理条例新旧対照表

旧	新	備考																																																
<p>(設置)</p> <p>第2条 市営プールの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひたちなか市営石川町プール</td> <td>ひたちなか市石川町2.5番地</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営馬渡プール</td> <td>ひたちなか市大字馬渡2980番地の5</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営枝川プール</td> <td>ひたちなか市大字枝川158番地</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営佐野プール</td> <td>ひたちなか市大字高場188番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表(第8条関係)</p> <p>ひたちなか市営プール使用料</p> <p>1 略</p> <p>2 専用使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5.0mプール</td> <td>一般</td> <td>9,620円</td> <td>17,870円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は6.5歳以上の者</td> <td>4,810円</td> <td>8,930円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.5mプール</td> <td>一般</td> <td>2,750円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は6.5歳以上の者</td> <td>1,370円</td> <td>2,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>専用使用できる施設は、石川町プールのみとし、その他の施設は、原則として専用使用を認めない。</u></p>	名称	位置	ひたちなか市営石川町プール	ひたちなか市石川町2.5番地	ひたちなか市営馬渡プール	ひたちなか市大字馬渡2980番地の5	ひたちなか市営枝川プール	ひたちなか市大字枝川158番地	ひたちなか市営佐野プール	ひたちなか市大字高場188番地	使用区分		午前	午後	5.0mプール	一般	9,620円	17,870円	高校生以下の者又は6.5歳以上の者	4,810円	8,930円	2.5mプール	一般	2,750円	5,500円	高校生以下の者又は6.5歳以上の者	1,370円	2,750円	<p>(設置)</p> <p>第2条 市営プールの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひたちなか市営馬渡プール</td> <td>ひたちなか市大字馬渡2980番地の5</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営枝川プール</td> <td>ひたちなか市大字枝川158番地</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市営佐野プール</td> <td>ひたちなか市大字高場188番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表(第8条関係)</p> <p>ひたちなか市営プール使用料</p> <p>1 略</p> <p>2 専用使用の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>2,750円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者又は6.5歳以上の者</td> <td></td> <td>1,370円</td> <td>2,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p>	名称	位置	ひたちなか市営馬渡プール	ひたちなか市大字馬渡2980番地の5	ひたちなか市営枝川プール	ひたちなか市大字枝川158番地	ひたちなか市営佐野プール	ひたちなか市大字高場188番地	使用区分		午前	午後	一般		2,750円	5,500円	高校生以下の者又は6.5歳以上の者		1,370円	2,750円	
名称	位置																																																	
ひたちなか市営石川町プール	ひたちなか市石川町2.5番地																																																	
ひたちなか市営馬渡プール	ひたちなか市大字馬渡2980番地の5																																																	
ひたちなか市営枝川プール	ひたちなか市大字枝川158番地																																																	
ひたちなか市営佐野プール	ひたちなか市大字高場188番地																																																	
使用区分		午前	午後																																															
5.0mプール	一般	9,620円	17,870円																																															
	高校生以下の者又は6.5歳以上の者	4,810円	8,930円																																															
2.5mプール	一般	2,750円	5,500円																																															
	高校生以下の者又は6.5歳以上の者	1,370円	2,750円																																															
名称	位置																																																	
ひたちなか市営馬渡プール	ひたちなか市大字馬渡2980番地の5																																																	
ひたちなか市営枝川プール	ひたちなか市大字枝川158番地																																																	
ひたちなか市営佐野プール	ひたちなか市大字高場188番地																																																	
使用区分		午前	午後																																															
一般		2,750円	5,500円																																															
高校生以下の者又は6.5歳以上の者		1,370円	2,750円																																															